

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）の結果

- 1 意見募集期間：令和6年12月27日～令和7年1月25日
- 2 意見の募集結果：2人（3件）
- 3 意見の概要：
 - 納品期限の緩和を促進するには、消費者の理解を深める必要があるため、関係者への周知活動を実施してほしい。
 - 未利用食品等の提供を進めていくために、物流コストや免責制度等の課題解消に国も積極的に取り組んでいただきたい。
事業者の公表する未利用食品等の提供量の増減に対して、誤った解釈がなされないよう周知を行っていただきたい。
 - 食糧自給率を上げることが何よりも先に行うべきである。
- 4 上記の意見については、省令案の内容に影響を及ぼすものではないことから、原案のとおり公布の予定。